

令和7年6月17日

ご利用者様各位

横浜市保土ヶ谷スポーツセンター

熱中症予防を理由とした 「スポーツ施設のキャンセル」と「定期教室のお休み」に対する返金について

日頃より当施設をご利用いただきまして、ありがとうございます。

さて、横浜市より「熱中症予防を理由としたスポーツ施設のキャンセル料」について通知がありました。熱中症事故の防止に取り組んでいただくとともに、熱中症予防を理由としたキャンセル料の取り扱いについて下記のような事が決まりましたのでお知らせいたします。

記

【キャンセル料の取扱いについて】

次の適用条件に該当する場合、キャンセル料を徴収いたしません。

※定期教室の場合はご返金対象となります。

■屋内室場（第1体育室、第2体育室、スポーツスタジオ、研修室）

利用日前日または利用日当日の利用開始前までに、神奈川県で利用日（施設開館時間内）の「熱中症**特別**警戒アラート」が発令されており、熱中症事故の防止等を目的として施設利用をキャンセル、または定期教室をお休みされる場合

■屋外コート（テニスコート、インラインコート）

利用日の前日または当日の利用開始前までに、利用日（施設開館時間内）の環境省の暑さ指数(WBGT)観測地点「横浜」における予測最高暑さ指数が31以上であり、熱中症事故の防止等を目的として施設利用をキャンセル、または定期教室をお休みされる場合

※屋外コートについては、利用開始後に熱中症事故の防止等を目的として利用を中止する場合、ご利用時間が1/2未満であれば、利用料金の半分の返金いたします。

上記の理由でキャンセルまたはお休みされる場合は、必ず事前に施設窓口までご連絡ください。

保土ヶ谷スポーツセンター TEL : 045-336-4633

※熱中症特別警戒アラート発令状況や暑さ指数(WBGT)は、環境省HPにてご確認いただけます。

※定期教室につきましては、当日の参加人数により急遽開催を中止させていただく場合がございます。

お休みを希望の際はお早目にご連絡いただけますと幸いです。

施設をご利用される場合は、適宜休憩や水分塩分補給を行う、激しい運動は避けるなど熱中症対策を行っていただきますようお願いいたします。

以上